

## 栄養関係功労者高知県知事表彰実施要領

### 1 趣旨

県民の食生活改善、栄養指導、調理技術の向上に多大の貢献があった者の労苦に報いるとともに、地区組織及び施設においては、他の模範とするため、知事表彰を行い、もって栄養行政の一層の推進に資するものである。

### 2 表彰の区分

- (1) 栄養改善事業功労者
- (2) 栄養士養成功労者
- (3) 栄養指導業務功労者
- (4) 調理師制度功労者
- (5) 調理師養成功労者
- (6) 調理業務功労者
- (7) 食生活改善事業功労者
- (8) 地区組織
- (9) 特定給食施設

### 3 表彰を行わない場合

- (1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 法人その他の団体であって、その長又は代表者が上記(2)のいずれかに該当するもの
- (4) 次のいずれかに該当すると認めるもの
  - ア 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。)であるもの
  - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
  - ウ その役員等(法人にあつては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつてはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業

所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）

が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないとし事が認めるもの

#### 4 表彰の基準

別添1「表彰基準」による。

#### 5 推薦書様式

別添2「提出書類」による。

#### 6 被表彰者の決定

推薦者について選考のうえ、被表彰者を決定し通知する。

#### 附則

この要領は、平成20年12月25日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成24年10月2日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和元年8月21日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和3年7月8日から施行する。